

## 幸田町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸田町が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（以下「合意書」という。）に基づき、町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物件の製造請負又は買い入れ、役務の提供等の調達契約（以下「調達契約」という。）、財産の売り払い契約、その他財産に関する契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく公の施設の管理の指定から暴力団を排除する措置について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (2) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (5) 暴力団員関係者 暴力団員ではないが、暴力団と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 入札参加資格者等 一般競争入札若しくは指名競争入札の参加資格を有する者又は町が随意契約の相手方として選定する者をいう。
- (7) 排除措置担当課 総務部財政課をいう。
- (8) 排除措置 合意書に規定する排除措置及び合意書6に規定する警察への被害届を怠ったと認められたことに基づき行う競争入札への参加資格を有する者に対する指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置、公の施設の管理の指定において指定しない措置等をいう。
- (9) 排除措置業者 排除措置を受けている入札参加資格者等をいう。

(報告等)

第3条 町長は、入札参加資格者等が排除措置対象法人等に該当すると疑うに足る事実を把握したときは、岡崎警察署長に対し照会するものとする。

(排除措置)

第4条 排除措置担当課は、前条の規定を受け排除措置業者と判断した場合は、幸田町入札参加者審査委員会の審査を経て、別表左欄に掲げる措置要件に応じ、同表右欄に掲げる期間排除措置を行うものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、排除措置を決定したときは、排除措置通知書（様式第1号）により、遅滞なく当該排除措置業者に対して通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により、競争入札の参加資格を有する者に対して、排除措置の通知をしたときは、当該排除措置業者の商号又は名称、所在地、排除措置の期間及び理由を公表するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第5条 町長は、一般競争入札において、排除措置業者の入札参加を認めないものとする。

2 町長は、落札者が調達契約の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該落札者と調達契約を締結しないものとする。

3 町長は、前項の規定により調達契約を締結しないときは、その旨を当該落札者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第6条 町長は、指名競争入札において、排除措置業者を指名しないものとする。

2 町長は、指名を受けた者が開札日までの間に排除措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

3 町長は、落札者が調達契約の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該落札者と調達契約を締結しないものとする。

4 町長は、第2項の規定により指名を取り消すとき又は前項の規定により調達契約を締結しないときは、その旨を当該落札者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第7条 町長は、排除措置業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ幸田町入札参加者審査委員会の審査を受け承認を得た場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定における排除)

第8条 町長は、候補者を選定する場合において、指定管理者排除措置者を候補者とししないものとする。

2 町長は、指定管理者が指定管理者排除措置を受けたときは、幸田町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成17年幸田町条例第18号)第9条第1項の規定により、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたとして、候補者の選定を取り消すことができる。

(契約の解除)

第9条 町長は、調達契約の相手方が排除措置を受けた場合に当該調達契約の解除ができるよう措置を講じるものとする。ただし、合意書6の警察への被害届の提出を怠ったと認められたことに基づき行う排除措置については、この限りではない。

(排除措置の解除等)

第10条 町長は、排除措置業者から排除措置解除申出書(様式第2号)による排除措置解除の申出があったときは、岡崎警察署長に対し改善の状況を確認するものとする。

2 町長は、前項の規定により改善が認められるときは、幸田町入札参加者審査委員会の審査を経て、排除措置を解除することができるものとする。

なお、改善が認められないときは、排除措置を継続するものとする。

3 町長は、前項の規定により、排除措置の解除又は継続を行うときは、当該排除措置業者に対して、排除措置解除(継続)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(岡崎警察署長との連携)

第11条 町長は、この要綱の運用にあたっては、岡崎警察署長と密接な連携のもと行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年10月4日から施行する。

別表（第4条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>次の1から7のいずれかに該当するもので、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	
<p>1 法人等の役員等に暴力団員又は暴力員関係者（以下「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月 ただし、当該排除措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下措置要件6の期間まで同じ）</p>
<p>2 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月</p>
<p>3 法人等の役員等又は使用人が暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月</p>
<p>4 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月</p>
<p>5 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月</p>
<p>6 法人等の役員等又は使用人が1から5のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月</p>
<p>7 法人等が暴力団又は暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、町への報告又は警察への被害届の提出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間</p>

第 号  
年 月 日

（住 所）  
（商号又は名称）  
（代表者等職氏名） 様

幸田町長



### 排 除 措 置 通 知 書

このたび を、幸田町が行う契約からの暴力団排除に関する合意書及び幸田町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要綱の規定に基づき、排除措置の対象としましたので通知します。

なお、排除措置内容等については下記のとおりです。

#### 記

#### 1 排除措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

（ただし、当該排除措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで排除措置を継続します。）

#### 2 排除措置理由

#### 3 排除措置内容

##### (1) 競争入札等への参加

本町で実施する調達契約の競争入札及び見積競争に原則として参加することができません。

##### (2) 契約の締結及び解除

との調達契約は原則として締結しません。また、現在締結中の との調達契約を解除することがあります。

#### 4 その他

上記2の排除措置理由となった事実が改善された場合は、排除措置解除申出書（様式第2号）により、町長に対して排除措置の解除を申し出ることができます。

様式第2号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

幸田町長 殿

（住 所）

（商号又は名称）

（代表者等職氏名）

印

排 除 措 置 解 除 申 出 書

私は、 年 月 日付け 第 号の排除措置通知書による排除措置を受けましたが、排除措置理由となった事実について、別添のとおり改善しましたので、排除措置の解除をお願いします。

第 号  
年 月 日

（住 所）  
（商号又は名称）  
（代表者等職氏名） 様

幸田町長



排除措置解除（継続）通知書

年 月 日付け排除措置解除申出書により申出のあったことについては、排除措置の理由となった事実の改善が確認されましたので、年 月 日をもって排除措置を解除します。

（又は、年 月 日付け排除措置解除申出書により申出のあったことについては、排除措置の理由となった事実の改善が確認できませんでしたので、排除措置を継続します。）